税理士からみた電子化のポイント

～電子帳簿保存法「電子取引データ保存」について～

2025年9月2日

税理士　守井　照久

一般社団法人
未来会計マスター協会
Future Accounting Master Association

講師プロフィール

・ 守井　照久（もりい　てるひさ）

・税理士（登録番号：110770）
・税理士法人創明コンサルティング・ブレイン代表社員
　株式会社　創明コンサルティング・ブレイン取締役社長
・一般社団法人　未来会計マスター協会　専務理事

- 岡山市生まれ。平成13年、宮崎会計事務所へ第1号スタッフとして入所。
- 平成20年税理士登録。「未来デザイン決算書」を活用した「未来経営会議」の開催を中心にコンサルティング活動を展開。
- R3年1月、税理士法人設立に伴い、代表社員に就任。
- 中小企業経営者の最も身近な専門家として、他士業のパートナーと連携しながら「中小企業支援」に積極的に取り組んでいる。

〒702-8002 岡山県岡山市中区桑野713番地10
Tel：086-274-8188（事務所）Fax：086-274-8187（共通）
086-274-6177（会 社）HP：http://s-cb.jp　InfoMail：info@s-cb.jp

Copyright (C)一般社団法人 未来会計マスター協会 All Rights Reserved.

本日のお話の内容

①税務行政のデジタル化

②電子化のメリット

③電子帳簿保存法のポイント
電子取引データ保存

Copyright (C)一般社団法人 未来会計マスター協会 All Rights Reserved.

税務行政のデジタル化

税務行政のデジタル・トランスフォーメーション

－税務行政の将来像　２０２３－

令和５年６月２３日

国税庁

国税庁「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション－税務行政の将来像2023」1頁より

Copyright (C)一般社団法人 未来会計マスター協会 All Rights Reserved.

税務行政のデジタル化

税務行政のデジタル・トランスフォーメーション　－税務行政の将来像　２０２３－

Ⅰ　目指す姿と取組の方向性

◆　税務手続のデジタル化や業務におけるデータの活用など、税務行政のデジタル・トランスフォーメーション（デジタルを活用した、国税に関する手続や業務の在り方の抜本的な見直し）に取り組みます。

◆　事業者の業務のデジタル化を促進することにより、税務を起点とした社会全体のＤＸを推進します。

➡ 国税庁は、「適正・公平な課税・徴収の実現」に加え「社会全体のＤＸ推進」の観点からも社会に貢献していきます。

税務行政の将来像

税務手続のあるべき姿の実現
- 日常使い慣れたデジタルツールから簡便に手続できる環境構築
- あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会

納税者の利便性の向上
＜“納税者目線”の徹底＞
- 申告（納付・還付）、年末調整の簡便化
- 申請等の簡便化／自己情報のオンライン確認
- 検索性向上／相談の高度化

課税・徴収事務の効率化・高度化
＜“データの活用”の徹底＞
- 課税・徴収の効率化・高度化（ＡＩ・データ分析の活用）（オンラインツール等の活用）
- 関係機関への照会等のデジタル化
- 税務データの学術研究目的活用
  ※「課税・徴収事務」以外の税務データ活用

組織としてのパフォーマンスを最大化
- 特に必要性の高い分野や悪質な事案等に重点化
- 租税回避
- 富裕層の適正課税
- 消費税の適正課税
- 大口・悪質事案

事業者のデジタル化促進
- デジタル関係施策の周知・広報
- 他省庁との連携・協力
- 関係団体等との連携・協力

「適正・公平な課税・徴収の実現」に加え「社会全体のＤＸ推進」の観点からも社会に貢献

＊　納税者情報の取扱いや情報セキュリティの確保にも万全を期す。
＊　デジタルに不慣れな方も含めたあらゆる納税者に対して効率的で使い勝手の良いサービスを提供することを目指す。
＊　将来像実現に向けて、「内部事務のセンター化」やシステムの高度化、人材育成等のインフラ整備にも取り組む。

4

国税庁「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション－税務行政の将来像2023」4頁より

Copyright (C)一般社団法人 未来会計マスター協会 All Rights Reserved.

税務行政のデジタル化

税務を起点とした社会全体のＤＸの推進（イメージ）

◆　税務手続のデジタル化だけでなく、事業者の業務のデジタル化を併せて促進することにより、経済取引のデジタル化につなげていきます。これにより、事業者が日頃行う事務処理の一貫したデジタル処理が可能となり、生産性の向上等といった効果も期待されます。

◆　他の事業者のデジタル化も促され、“デジタル化の推進が更なるデジタル化につながる好循環”が生み出されることを通じて、社会全体のＤＸ推進につながり、社会全体にデジタル化のメリットが波及することが期待されます。

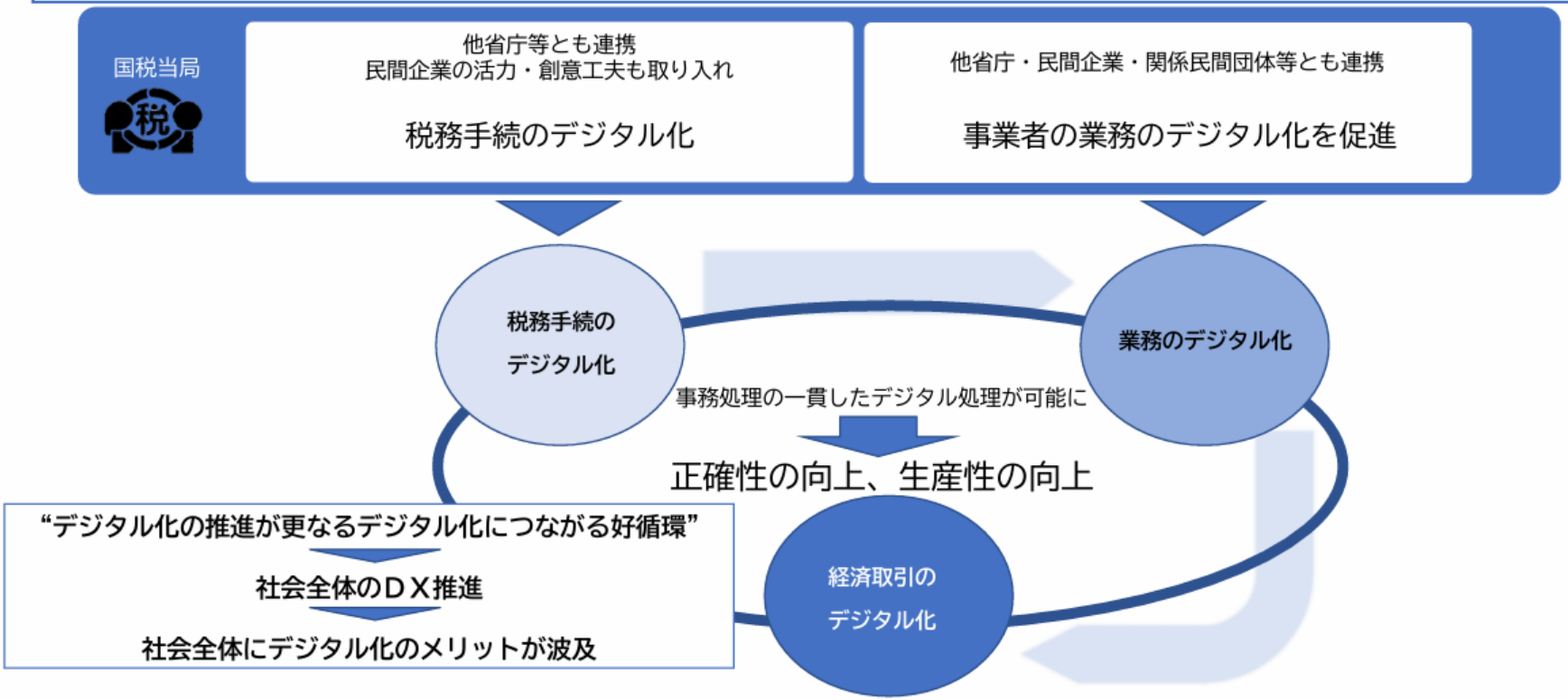

7

国税庁「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション－税務行政の将来像2023」7頁より

Copyright (C)一般社団法人 未来会計マスター協会 All Rights Reserved.

電子化のメリット

電子化のメリット

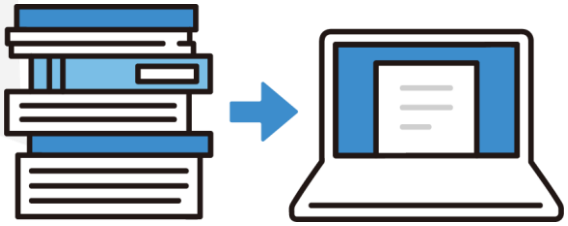

・電子請求書
　コスト削減（印刷・郵送代）
　業務の効率化（手間がかからない・管理しやすい）

・電子契約書
　印紙が不要
　コスト削減（印紙・印刷・郵送代）
　業務の効率化（手間がかからない・管理しやすい）

Copyright (C)一般社団法人 未来会計マスター協会 All Rights Reserved.

電子帳簿等保存制度

電子帳簿等保存制度

Ⅳ　事業者のデジタル化促進（参考）

◆　電子帳簿等保存制度は、納税者の文書保存に係る負担軽減を図る観点から、帳簿や国税関係書類の電磁的記録等による保存を可能とする制度です。

◆　ただし、改ざんなど課税上問題となる行為を防止する観点から、保存方法等について、真実性・可視性の確保に係る一定の要件を設けています。

1 事業者のデジタル化に伴い任意で利用可能な制度

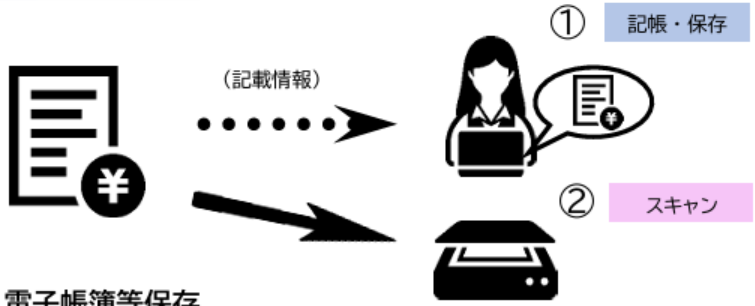

① 電子帳簿等保存

帳簿（仕訳帳等）や国税関係書類（決算関係書類等）のうち**自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成しているもの**については、一定の要件の下、**データのままで保存等ができる**〔平成10年度税制改正で創設〕

② スキャナ保存

決算関係書類を除く国税関係書類（例：取引先から受領した領収書・請求書等）については、その書類を保存する代わりとして、一定の要件の下で**スマートフォンやスキャナで読み取ったデータを保存することができる**〔平成17年度税制改正で創設〕

2 事業者においてデジタル化の対応が必要な制度

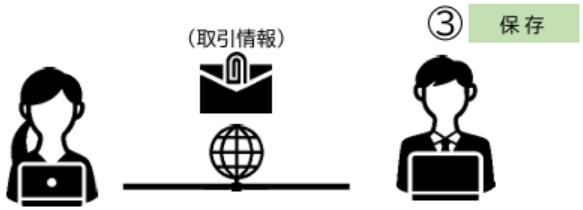

③ 電子取引データ保存

所得税･法人税に関する帳簿書類の保存義務者は、**取引情報のやりとりをデータで行った場合**には、一定の要件の下、**やりとりしたデータを保存することが必要**〔平成10年度税制改正で創設〕

・電子帳簿等保存制度については、**経理のデジタル化を通じた生産性の向上等**につながるものであるほか、**税務手続の電子化を進める上でもその基盤を成す重要な制度**。
・正確な記録及びトレーサビリティが確保された会計帳簿の保存は、会計監査や税務調査における事後検証可能性の観点に加え、内部統制や対外的な信頼性確保の観点からも有用。
・国税庁としても、優良な電子帳簿の普及・一般化をはじめ、電子帳簿等保存制度の利用促進・定着を推進している。

40

国税庁「税務行政のデジタル･トランスフォーメーション－税務行政の将来像2023」40頁より

Copyright (C)一般社団法人 未来会計マスター協会 All Rights Reserved.

電子帳簿等保存制度

電子帳簿等保存制度とは…

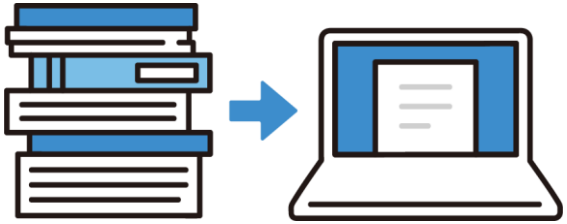

・税法上保存が必要な「帳簿」や「領収書・請求書など(国税関係書類」を、紙ではなく電子データで保存することに関する制度。

・記録の改ざんなどを防止する観点から、保存時に満たすべき一定の要件が定められている。

→「電子帳簿保存法」

Copyright (C)一般社団法人 未来会計マスター協会 All Rights Reserved.

電子帳簿等保存制度

電子帳簿等保存制度

①電子帳簿等保存（任意）

②スキャナ保存（任意）

③**電子取引データ保存（義務）**

Copyright (C)一般社団法人 未来会計マスター協会 All Rights Reserved.

電子取引データ保存

電子取引とは？

電子帳簿保存法第2条第5号　電子取引

「取引情報（取引に関して受領し、又は交付する注文書契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類に通常記載される事項をいう。以下同じ。）の授受を電磁的方式により行う取引をいう。

Copyright (C)一般社団法人 未来会計マスター協会 All Rights Reserved.

電子取引データ保存

電子取引とは？

分かりやすく言うと…

電子取引とは、**取引情報**を

電子データでやりとりすること。

→受取側も、送付側も対象

Copyright (C)一般社団法人 未来会計マスター協会 All Rights Reserved.

電子取引データ保存

電子取引データ保存とは？

電子帳簿保存法第7条
電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存

「所得税（中略）及び法人税に係る保存義務者は、電子取引を行った場合には、財務省令で定めるところにより、当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存しなければならない。」

Copyright (C)一般社団法人 未来会計マスター協会 All Rights Reserved.

電子取引データ保存

・**電子取引データ保存**とは？

分かりやすく言うと…

電子データをやり取りした場合は、

電子データを**保存しなければならない**。

Copyright (C)一般社団法人 未来会計マスター協会 All Rights Reserved.

電子取引データ保存

・具体的には…

・電子メールにより請求書や領収書等のデータを受領

・ホームページから請求書データをダウンロード

・電子請求書などのクラウドサービスを利用

・インターネットバンキングを利用した振込等

Copyright (C)一般社団法人 未来会計マスター協会 All Rights Reserved.

電子取引データ保存

- **電子取引データ保存**

いつから？

令和6年1月1日以後にやりとりする

電子取引データについて適用

Copyright (C)一般社団法人 未来会計マスター協会 All Rights Reserved.

電子取引データ保存

電子取引データ保存

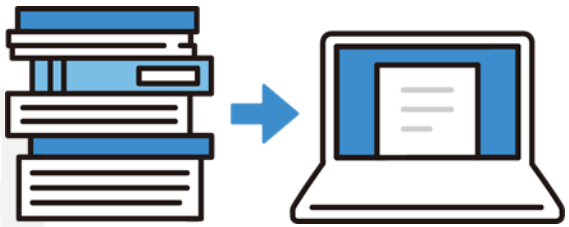

〇原則的な3つのルール

〇原則的なルールに対応するまでの猶予措置

★国税庁パンフレット（別紙）

電子帳簿保存法対応！令和6年1月以降の電子取引データの保存方法について（令和6年11月）

https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/tokusetsu/01.htm

Copyright (C)一般社団法人 未来会計マスター協会 All Rights Reserved.

まとめ

○まとめ

ルールを把握して
会社の状況に応じた適切な対応がポイント

今後は取引から会計・税務までの
デジタル化（デジタルシームレス）が進行

Copyright (C)一般社団法人 未来会計マスター協会 All Rights Reserved.